

一般財団法人日本国際政治学会
退会の手続き等について

本学会からの退会を希望される場合、以下のような手続きを必要とします。下記をお読みいただき、次ページの退会届の様式にご記入・ご捺印の上、下記郵送先までお送りください。

1. 退会の手続きは、本学会の「定款」および「会員に関する規則」の以下の規定に基づいております。

「定款」第34条

会員の入会、退会及び会費に関する規則は、理事会において別にこれを定める。

「会員に関する規則」第7条

- 1 会員は所定の退会届を理事長に提出することにより、いつでも退会することができる。
- 2 3年以上の会費滞納は、退会の意思表示とみなす。
- 3 第1項の場合、既納の会費は事由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

2. 退会に伴う機関誌などの送付停止について

- ① 退会される年度の会費をすでに納入されている場合には、特に発送停止のご要望がない限り、機関誌などはその年度内に限り送付させていただきます。
- ② 退会される年度の会費が未納である場合には、退会届が提出された時点で、機関誌などの送付は停止されることとなります。ご了承ください。

☆ 退会届のご郵送先 ☆

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入ル
中西印刷株式会社 学会部内
一般財団法人 日本国際政治学会事務支局

退会届

一般財団法人日本国際政治学会理事長殿

_____年 _____月 _____日

氏 名 _____ 印

会員番号 _____

一般財団法人日本国際政治学会を退会いたしたく、「定款」第 34 条、および「会員に関する規則」第 7 条に従い、届け出をいたしますので、よろしくお取り計らいの程お願いいたします。

退会理由など(ご記入は任意です)